

令和2年度第2回理事会の開催

令和2年度第2回理事会が令和2年9月18日、明治記念館「鳳凰の間」及びインターネットを用いたオンライン出席を併用して開催された。本理事会では、議決事項として2議案について諮られ可決された後、説明・報告事項、日本獣医師連盟の活動報告等について説明、報告が行われた。第2回理事会の議事概要は下記のとおりである。

令和2年度第2回理事会の議事概要

I 日時：令和2年9月18日(金) 13:00～17:00

II 場所：明治記念館「鳳凰の間」

III 出席者：(*はオンラインによる出席者)

【会長】 藏内勇夫

【副会長】 砂原和文*

村中志朗

境 政人(兼専務理事)

【地区理事】 高橋 徹(北海道地区)

浦山良雄(東北地区)*

鳥海 弘(関東地区)

安田辰巳(東京地区)

宮野浩一郎(中部地区)*

玉井公宏(近畿地区)

木原敏博(中国地区)*

篠原公七(四国地区)

草場治雄(九州地区)*

【職域理事】 佐藤れえ子(学術・教育・研究)*

西川治彦(産業動物臨床)*

大林清幸(小動物臨床)*

横尾 彰(家畜共済)

仲山美樹子(家畜防疫・衛生)*

加地祥文(公衆衛生)

佐伯 潤(動物福祉・愛護)

【監事】 宇佐美 晃*

小山田富弥*

柴山隆史*

【助言者】 酒井健夫(顧問)

【欠席】 栗本まさ子(特任)

IV 議事：

【議決事項】

第1号議案 日本獣医師会専決事務処理規程の一部改正に関する件

第2号議案 賛助会員入会に関する件

【説明・報告事項】

1 令和元年台風15・19・21号等に関する件

2 令和2年豪雨に関する件

3 新型コロナウイルス感染症への対応に関する件

4 2020動物感謝デー in JAPAN “World Veterinary Day”に関する件

5 日本獣医師会の今後の学術企画に関する件

6 アジア獣医師会連合(FAVA)大会開催等に関する件

7 要請活動に関する件

8 特別委員会及び部会委員会に関する件

9 事務局の拡張に関する件

10 プライバシーマークの更新申請に関する件

11 事業継続緊急対策(テレワーク)助成金に関する件

12 公益認定申請に関する件

13 職務執行状況に関する件(業務運営概況等を含む)

14 その他

【その他の報告・連絡事項】

1 当面の主要会議等の開催計画に関する件

2 その他

V 会議概要

【開 会】

事務局から定款第41条に規定された定足数を満たし、本理事会が成立することが報告され、開会した。

【会長挨拶】

1 冒頭、藏内会長から大要次の挨拶がなされた。

「ご多忙のところ、令和2年度第2回理事会にご参集いただき厚くお礼申し上げます。

本年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、地方における獣医学術地区学会、地区大会、また、本会が主催する獣医学術学会年次大会、動物感謝デー等の諸行事、さらにアジア地域臨床獣医師等総合研修事業における研修生の受入れ等も中止することとした。その他、本会の各種委員会、講習会等も従来のような開催が困難となり、本会の業務運営幹部会をはじめ、特別委員会、職域別部会委員会等のような各種会議をオンラインで開催している。今回、理事会においても、初めて対面とオンラインの併用による会議とさせていただいた。

新型コロナウイルスの感染は一部でピークに達したという見方もあるが、冬季に予想されるインフルエンザの

流行等を考慮すると予断を許さない状況にある。先般新聞には、われわれ哺乳類に胎盤ができたのは、今から約1億6,000万年前の恐竜が生息した中生代に、ウイルスがその遺伝子を持ち込んだことが要因であるとの学説が掲載されていた。また、第一次世界大戦の戦没者は、約1,500万人とされているが、当時流行したスペイン風邪は全世界で4,000万人の死亡が確認されており、この時、戦争を防止するため国際連盟が設立される一方、感染症から人の健康を守るためにWHOの前身の組織が設立されている。このようにウイルスは、人間社会を大きく進化させてきた歴史があり、この新型コロナウイルス感染症の惨禍を好事に転じるよう、われわれ獣医師会は大きな役割を担っていると考えている。今後、地方獣医師会をはじめ、構成獣医師一人一人の英知を集結し、現状をより良い方向へ進展させるべく、ご支援のほど改めてお願い申し上げます。

新たに発足した菅政権には、新型コロナウイルス感染症の惨禍を終息させ、新たな日本の創生に尽力いただくことを願うばかりである。その一方で、総理は既得権益の撤廃を公言されているが、本会は、要らぬ誤解をされぬよう、これまでどおり真摯に公益活動に取り組み、本会の提言等が十分理解されるよう努力する必要がある。

本日はさまざまな課題等について情報共有いただくとともに、課題解決に向け忌憚のないご意見をお寄せいただくようお願い申し上げます、挨拶に代えさせていただきます。」

2 定款第40条の規定に基づき、藏内会長が議長に就任し、以下の議事が進められた。

【議決事項】

第1号議案 日本獣医師会専決事務処理規程の一部改正に関する件

境副会長兼専務理事から、令和2年度から事務局体制を総務、事業、動物愛護及び国際の4分野に区分し、それぞれに担当次長を配置することにより、各事務の役割分担と責任の明確化を図った。このため事務局体制を強化し、事務・事業の拡大・多様化に対応して、本会の事務処理の一層の迅速化及び適正化を推進するため、事務局次長の専決事項を追加するとともに、専務理事及び事務局長の専決事項を変更することとして、日本獣医師会専決事務処理規程の一部改正を行うことについて理事会の承認が求められた。質疑応答として、印鑑、通帳、小口現金の管理体制について質疑があり、これに対して境副会長から従来どおり変更ない旨説明された後、本議案は異議なく可決された。

第2号議案 賛助会員入会に関する件

境副会長兼専務理事から、入会申込みのあった学生個

人会員3名について入会の可否が諮られ、1名について一部確認事項が指示された上で、本議案は異議なく可決された。

【説明・報告事項】

1 令和元年台風15・19・21号等に関する件

境副会長兼専務理事から、地方獣医師会及び個人から約1千万円の支援金が集まる一方、13地方獣医師会から台風被害の報告をいただいた。そのうち6地方獣医師会に対し、①被災動物の預り及び診療に対して、被災動物救護活動支援分として、約740万円を配分することとしたい。また、②被災地の獣医療提供体制の復旧支援については、規定の上限額で算出すると、12地方獣医師会から、約5千万円の支援要請があったため、①の金額の支援金残額の他、これまでの支援金の残額を加えて支援することとしたい旨の説明がなされた。

質疑応答として、①被災した構成獣医師が支援する場合、「寄附金」という表現では、支出する側も受入れる側も違和感があるため、適切な表現を検討してほしい。②従来のように災害毎に支援金を募集するのではなく、本会が所有する国債を災害時の基金として活用する等検討されてはいかかとの意見が出された。

これに対して、境副会長兼専務理事から、①については、名称は「寄附金」であるが、地方獣医師会あて通知の文章では「支援」と表現しており、今後、支援した獣医師が被災者となること等も考慮し、修文等を検討したい。②については、内閣府の公益認定等委員会から基本的に先の予見できない災害に対する基金は認められないとの指導があり、基金方式は使えない。今後、災害時の初期活動が円滑に取り組めるような方策を検討したい旨の説明がなされた。

2 令和2年豪雨に関する件

境副会長兼専務理事から、本年の豪雨災害に際し、令和2年豪雨災害緊急対策本部を設置して、被災動物救護活動及び被災した本会構成獣医師への支援を目的に「令和2年豪雨災害動物救護活動等支援事業に係る寄附金」への募金を開始した。また、被災動物に対する診療、保護預り等については、地方獣医師会等の独自の救護活動の他、環境省及び現地に設置された動物救護本部等からの要請があった際の支援について、それぞれ地方獣医師会あて協力を依頼した。

なお、本寄附金は、本災害に起因する災害時動物救護支援事業（①被災動物の救護のための飼育動物診療施設、避難所等における被災動物の診療、一時預り、飼育相談等、②公益法人である地方獣医師会が公益目的事業として行う被災動物の救護等に係る費用の助成またはその他の地方獣医師会が行う被災動物の救護等に係る業務

の委託、③被災地の地方獣医師会からの要請等に基づく支援要員の派遣)を中心とした災害対策事業(公益目的事業)及び災害対策事業災害見舞金(相互扶助等事業)に使用し、事業終了後は、救護活動等の状況を踏まえて災害対策事業(公益目的事業)の強化に充てる。また、寄附金の使途については、寄附総額の50%以上(本会の会員地方獣医師会及び会員構成獣医師以外の市民等からの寄附金は全額)を定款第4条に規定する公益目的事業である災害対策事業に使用し、残余の額は定款第5条に規定する相互扶助等事業である災害対策事業災害見舞金に使用する旨の説明がなされた。

質疑応答として、被災動物の支援を目的に寄附した一般市民に対し、その使途を明確に説明できるようにしておく必要がある旨の意見があり、これに対して境副会長兼専務理事から、今回、募集の文書には一般市民からの寄附は、全て被災動物の救護活動に使用する旨明記したが、必要に応じてさらに分かりやすい表現にしたい旨の説明がなされた。

3 新型コロナウイルス感染症への対応に関する件

境副会長兼専務理事から、本会における新型コロナウイルスに対する対応経過、本会ホームページに掲載した愛玩動物に関する新型コロナウイルスに対する本会の見解の一部改訂、第1回及び第2回日本獣医師会新型コロナウイルス感染症緊急対策本部会議の会議概要が説明された。

質疑応答として、①北海道では感染した飼い主が入院した際の飼育動物の預りについて、道と札幌市が分担して対応することとし、札幌市は動物愛護管理センターでの保護管理対応をすることとされたが、道は放浪犬の抑留施設の設置のみでこのような預り対応は困難とのことであった。このため北海道獣医師会会員の小動物診療施設での保護を検討したが、飼い主の親類から引取りの申し出があり解決した。今後の対応も考慮し、道における動物愛護管理センターの設置を強く要望していく。各地域における対応事例があれば教示いただきたい。

②菅新総理は縦割行政の改革を公言しているが、農林水産省、厚生労働省及び環境省の縦割を廃止するとともに、SFTS、狂犬病等の人命を脅かすような人と動物の共通感染症が発症した際、民間の一開業獣医師に対応を委ねるような体制を改善するよう更なる要請をお願いしたい。

③獣医師生涯研修事業については、実績の申告、修了証・認定証交付申請が増加しない等の課題があるが、本年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で獣医学術学会年次大会をはじめ、地区獣医師大会、各種講習会等が中止となっており、研修実績ポイントの取得が困難な状況である。地方獣医師会においても対面での講習会を

WEBセミナー等へ変更して実施していることから、これらを本会が積極的にポイント取得対象プログラムに認定し、日本獣医師会雑誌、ホームページ等で周知する等して事業の推進に資すると良い。④人のPCR検査の実務が逼迫している中、保健所等の獣医師職員が本来業務の他、徹夜等で検査対応に追われていると仄聞している。本会もこのような獣医師の活躍を称え、表彰や日本獣医師会雑誌での紹介等も考慮すると良い旨の意見が出された。

これに対して、①及び②については、境副会長兼専務理事から、本件は環境省から4月17日付け事務連絡をもって都道府県に対し、動物愛護部局あるいは動物愛護センターでの受入れ対応の他、市民からのかかりつけ獣医師への相談、動物預りへの支援対応の依頼について通知されている。民間の診療施設での預りは、院内スタッフ、入院動物の感染等に十分配慮する必要がある。東京都の例では、動物愛護相談センターが拠点となり、検査で感染が認められない動物は東京都獣医師会会員の小動物診療施設で預かることとされ、このための予算措置もなされている。今後、環境省に対し、都道府県の動物愛護センター等が主体となり、民間の診療施設が支援する際は、予算措置するよう要望したいと考えている。また、わが国に野生動物、愛玩動物に関する感染症の調査研究機関は設置されておらず、定期的な調査研究等はなされていない。このようなことも踏まえ、全ての動物を対象とした調査研究機関の創設とともに、農林水産省、厚生労働省及び環境省の3省に縦割行政の是正を求めたいと考えている。

続いて佐藤理事から、本件は全国的な課題であるが、東日本大震災の際、岩手県の三陸地域で大きな津波被害を受けた大船渡の市町村は、高齢者、障害のある家族が新型コロナウイルス陽性となった際の受入れ施設を設置したが、同様に動物も地元の獣医師会、開業獣医師、動物愛護のボランティア等が連携した体制を構築できると良い。補足して境副会長から村中副会長が提唱された人の地域包括ケアシステムの獣医療版を創設し、獣医師の他、動物看護師も愛玩動物看護師法に基づく獣医師の指示の下、飼い主の家庭を巡回訪問するようなシステムの構築についても検討を進めたい。

③については、境副会長兼専務理事から、WEBセミナーも従来の対面式の講習会と同様、ポイント取得対象プログラムとして認定しており、パソコンの操作等不明な点がある際は、本会職員がレクチャーに伺うので積極的にWEBを活用し開催していただきたい。

④については、境副会長兼専務理事から、歯科医師がPCR検査を支援していると聞き及んでいるが、各地で獣医師が検査に尽力されている実態があれば地方獣医師会から情報提供していただき、厚生労働省とも連携しつつ、

本会会誌で社会貢献する公務員獣医師等の姿を紹介等して取組みを称えることを考えたい旨の説明がなされた。

4 2020 動物感謝デー in JAPAN “World Veterinary Day” に関する件

境副会長兼専務理事から、動物愛護週間中央行事について、9月26日の屋内行事は講演会またはシンポジウムをライブ配信にて行い、表彰式については受賞者の作品紹介にとどめ、従来通りの表彰式は行わないなど、新型コロナウイルス感染拡大の防止に最大限配慮した形で実施すること、また、10月3日の屋外行事は中止するとされたことを受け、同日、同会場で開催を予定していた本年度の動物感謝デーは中止することとした。なお、委託先へのキャンセル料は、既に作業済みであるWEBページ作成費等の実費を支払うこととした。

また、動物感謝デーの前日に開催を予定していた令和2年度全国獣医師会会長会議については、動物感謝デーの中止を受け、参集しての対面開催を中止し、書面開催に代替することとした旨の説明がなされた。

5 日本獣医師会の今後の学術企画に関する件

境副会長兼専務理事から、「日本医師会-日本獣医師会連携シンポジウム(薬剤耐性関係)」、「愛玩動物看護師法シンポジウム」、「東アジア3カ国獣医学術連携協定シンポジウム」、「日本医師会-日本獣医師会連携シンポジウム(人と動物の共通感染症関係)」等の開催予定が説明された後、佐藤理事から、これらのシンポジウムは、WEBによるオンライン配信等を活用した開催を進めており、さらに獣医学術学会年次大会の代替企画についてもオンライン開催を念頭に各学会で内容を検討しており、決まり次第、早々に周知する予定である旨の補足説明がなされた。

6 アジア獣医師会連合(FAVA)大会開催等に関する件

境副会長兼専務理事からアジア獣医師会連合(FAVA)大会については、2022年11月14~16日、ヒルトン福岡シーホークにおいて、令和4年度の獣医学術学会年次大会と同時(11月12~14日)に開催する。大会は、「アジアからのOne Healthアプローチ、副題:動物と人の健康は一つ、それは地球の願い。」をコンセプトとし、幅広いプログラム企画を検討している旨の説明がなされた。

質疑応答として、講演等を依頼する際には、WEBによるライブ配信、ビデオ配信等も提案し、さまざまな選択肢を示して依頼すると良い旨の意見があり、これに対して、境副会長兼専務理事から、新型コロナウイルス感染状況により、WEB配信を考慮せざるを得ない状況も想定されることから、本提案も含め、十分検討させていただきたい旨の説明がなされた。

7 要請活動に関する件

境副会長兼専務理事から、まず、①令和2年6月の自由民主党経済成長戦略本部座長及び8月27日付け公明党獣医師・動物看護師議員懇話会等あて「新型コロナウイルス感染症等動物由来の人と動物の共通感染症に対する『ワンヘルス』の実践に関する要請」について、②本会が構成団体の一員である犬猫適正飼養推進協議会からの9月1日付け環境大臣あて「第6回動物の適正な飼養管理方法に関する検討会」で示された「適正な飼養管理の基準の具体化について:飼養管理基準を定める事項(案)」についての要望書について、③9月24日付け自由民主党農林・食料戦略調査会・農林部会・農政推進協議会合同会議あて「獣医師及び獣医療に関する施策の整備・充実に関する予算要望」について説明がなされた(①は本誌第73巻第8号418頁掲載、③は本誌634頁掲載)。

続いて、篠原理事から、公務員獣医師の処遇改善について、香川県ではようやく50,000円の初任給調整手当が支給されるよう改善されたものの、他県と同様、年々逡減し、15年で終了するという状況にある。一方、本年4月から公務員獣医師は全て6年制の卒業生となったが、その処遇は高度専門職に相応しいものとは言い難い。ついては、この機会を捉え、上記50,000円が恒久的に本俸に増額され、賞与や退職金にも反映されるよう、全国で本要請に取組みいただきたい。補足して、境副会長兼専務理事から、本件は平成29年に依頼した要請文の様式を最新の内容に修正し、地方獣医師会あて送付するので、知事及び人事委員会あてに要請活動の実施を依頼したい旨の説明がなされた。

質疑応答として、①現在、都道府県における豚熱の予防接種等は一部で民間獣医師を家畜防疫員に任命して実施されているが、1日の雇上手当は12,890円から13,083円の範囲であり、時給にすると1時間1,600円程度という低賃金であり、自衛防疫として家畜防疫員以外でも対応できるよう要請いただきたい。②豚熱については、野生イノシシにおける発生地域の拡大等を考慮しても、公務員獣医師及び産業動物臨床獣医師の確保は重要であり、獣医学生に対する本分野への誘導が重要と考える。③要請書における女性獣医師の待遇改善の記載については、女性のみならず、男性も容易に育児休暇の取得ができる環境が必要である一方、出産、育児休暇を取得した女性獣医師の給与や昇進の課題等の記載も検討いただきたい旨の意見等が出された。

これに対して、境副会長兼専務理事から、①については、本会ではこのたびの家畜伝染病予防法の改正に伴う政省令の改正に際し、本予防接種は獣医師と養豚農場との契約によって料金が設定できるよう要請したところである。これに対して農林水産省では、本接種はその重要

性に鑑み、強制力をもって取り組む必要があり、都道府県知事の命令により家畜防疫員が対応する必要があるとの見解を示した。また、獣医師の雇上げ手当については、国では、本金額は国が規定しているものでなく、都道府県で増額することは可能であると回答される一方、都道府県の担当部署では、財政課から国の家畜伝染病予防事業費の積算における雇上手当の金額を根拠としているため増額はできないと抗弁されているとのことである。現状の金額は極めて低額であり、引き続き自衛防疫として農場管理獣医師と養豚農場の契約に基づく料金設定の下、予防接種がなされるよう取り組みたい。

②については、現在、本会が獣医学共用試験に合格した学生に対して、臨床実習等の際に携帯する合格証を作成するとともに、日本獣医師会雑誌を配布するよう取り組みを進めている。多くの学生は、小動物志向が強いが、産業動物の臨床実習や体験型の家畜衛生・公衆衛生実習への参加により興味を持つ。今後とも、大学組織と実習受入れ組織等で構成される獣医学実践教育推進協議会において、学生がこれらの実習の機会を等しく得られるよう意見具申していきたい。補足して、佐藤理事から、岩手大学では、産業動物臨床を志向する学生も相応におり、家畜頭数の減少による家畜共済事業の縮小等で希望する地域の採用人数が限られ、就業先を見直すという事例もある。一方、岩手大学は東京農工大学と連携し、実習を実施しているが、後者の学生が岩手大学で産業動物の卒論に取り組む事例もあり、これらには女子学生も多数含まれることから受入れ体制の整備等により本分野の獣医師も充足されると考える。さらに横尾理事から、現在、本会、全国農業共済協会及び中央畜産会が連携して、文部科学省へ産業動物獣医師修学資金申込者を対象とした地域枠入試の実施について要請活動を実施する一方、実習を受入れる農業共済団体家畜診療所の体制整備、指導獣医師の位置づけ等の明確化について取り組みを進めている。

③については、境副会長兼専務理事から、本会の女性獣医師活躍推進委員会では、女性獣医師に限らず、男性獣医師も含めた獣医師の職場全体の課題であるとの結論であり、今後、十分配慮したい旨の説明がなされた。

8 特別委員会及び部会委員会に関する件

境副会長兼専務理事から、次のとおり説明がなされた。

まず、“One Health”推進特別委員会の薬剤耐性(AMR)対策推進検討委員会については、令和2年7月21日に第5回委員会をWEBで開催し、①医師会との連携シンポジウムの開催(令和2年12月3日、薬剤耐性普及啓発ツールの作成に携わった外部講師等による講演及び薬剤耐性対策に関する優良事例の発表を検討中)、②eラーニング教材の作成(養豚農場における抗菌剤の

慎重使用、獣医学生向け「獣医師に求められる薬剤耐性対策」、③抗菌薬に関する調査の実施(健康な愛玩動物由来の薬剤耐性菌モニタリング調査、小動物臨床獣医師の抗菌薬の使用に関する意識調査の実施)等について検討した。

次に、職域総合部会個別委員会の野生動物対策検討委員会については、令和2年7月28日に第16回委員会をWEBで開催し、①シンポジウムの開催(令和元年度獣医学術学会年次大会において多数の参加を得た豚熱に関するシンポジウムを参考に検討)、②野生動物対策をめぐる課題(2022年のFAVA大会におけるわが国の人と動物の共通感染症に関する取組みの発信、くくり罠による小動物等の錯誤捕獲問題への対応、ノネコ・ノラネコ問題)等について検討した。

9 事務局の拡張に関する件

境副会長兼専務理事から、第1回理事会で了承いただいた事務局の拡張については、事務所スペースの拡張、電話及びインターネット回線の事務所床下配線、情報セキュリティ対策強化等の改修工事を行う旨の説明がなされた。

10 プライバシーマークの更新申請に関する件

境副会長兼専務理事から、本会の個人情報保護体制については、平成30年8月24日付で一般財団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)からプライバシーマーク(第10940039号)が付与され、JIS Q15001規格の準拠について第三者認証を受けているが、本認証は2年ごとに更新審査を受ける必要があり、本年が更新年であるため、令和2年8月21日付で更新申請を行った。なお、更新申請にあたり、前回申請時以降における役職員の異動等を踏まえ、担当者一覧等を修正した旨の説明がなされた。

11 事業継続緊急対策(テレワーク)助成金に関する件

境副会長兼専務理事から、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う政府の国内経済の維持に向けたさまざまな経済対策(補助金・助成金・融資等)のうち、令和2年5月11日付けで公益財団法人東京しごと財団が実施する事業継続緊急対策(テレワーク)助成金への申請を行ったところ、令和2年8月6日付けで助成金1,859,000円の交付決定がなされ、事務局職員のタブレットPC端末及びヘッドセットを購入し、テレワーク環境の整備を図った旨の説明がなされた。

12 公益認定申請に関する件

境副会長兼専務理事から、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第11条第1項に規定する変

更の認定を受けることとして、①令和元年10月20日付けで公益目的事業への「災害対策事業の追加」を申請し、令和2年3月2日付けで認定され、②令和2年3月31日付けで収益事業等への「災害見舞金制度の追加」を申請し、令和2年8月19日付けで認定された旨の説明がなされた。

13 職務執行状況に関する件（業務運営概況等を含む）

境副会長兼専務理事から、令和元年12月1日以降令和2年8月31日までの業務概況等について説明がなされた後、各地区理事から、令和元年9月以降令和2年8月31日までの自身の職務執行状況が報告された。

14 そ の 他

(1) 狂犬病予防法に基づく犬の予防注射の推進について

境副会長兼専務理事から、本年度の狂犬病予防注射の実施については、6月11日付けで狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第121号）が公布され、併せて同省健康局結核感染症課長通知の内容に基づき、①新型コロナウイルス感染症の発生等のやむを得ない事情を踏まえ、令和2年12月31日までの間、予防注射の実施を猶予すること、②本件は、特例措置であり当該予防注射自体を不要とするものではないこと等について地方獣医師会あて通知したところである。今般、令和2年9月17日付け健感発0917第2号をもって、厚生労働省健康局結核感染症課長から「狂犬病予防法に基づく犬の予防注射の推進について（通知）」が再度各都道府県、保健所設置市等衛生主管部（局）長あてに発出されたことを受け、令和2年9月18日付け2日獣発第134号「狂犬病予防法に基づく犬の予防注射の推進について」をもって、新型コロナウイルス感染症に対する確実な感染防止措置を講じた上で、早急に予防注射を実施するよう改めて地方獣医師会あて依頼した旨の説明がなされた（本誌631頁参照）。

(2) 獣医師会の組織基盤の強化について

鳥海理事から、地方獣医師会には休会規程がないため、多くの女性獣医師が結婚、出産、育児等で一度退会されると、再入会されないという状況にある。今後、これらの事情に鑑み、日本獣医師会の正会員会費は、地方獣医師会に特段の理由があれば減額ができるよう特例措置を規定する等検討いただきたい。また、海外の事例を参考に、開業獣医師は国が指定する研修を定期的に受講しないと、継続して開業できないような仕組みを構築し、本会が本研修の開催運営の統括機関となれば入会率も自ずと向上すると思われる旨の意見が出された。

これに対して、境副会長兼専務理事から、総務委員会では、総会において地方獣医師会への正会員会費は休会した構成獣医師分の獣医師数割り会費は免除される旨議決すること、併せて地方獣医師会において構成獣医師が休会した際の免除、減額等を規定することについて議論しており、後者については同委員会委員に対し方向性の取りまとめを依頼している。

また、わが国において開業獣医師を継続するために研修の受講を必須とするような制度の確立は困難と思われる。現在、特別委員会で検討している認定・専門獣医師制度の導入が入会促進の大きな道筋となると考えている。まず、本会内に協議会を設置し、現状、既存の各学会が個々に認定している認定医・専門医資格における研修プログラムを統一かつ客観的に評価、認定、管理するシステムを構築する。併せて一定の基準を満たす団体が認定する専門獣医師については獣医療法第17条の規定で禁止されている認定医・専門医の広告が可能となるよう農林水産省で整備いただく。本協議会が認定団体として指定された際、協議会の認定専門獣医師は広告が可能となることから各学会に所属する獣医師の入会促進が期待できる。さらに既存の資格の他、本会で産業動物臨床分野における認定農場管理獣医師や小動物臨床分野の地域獣医療（地域包括ケア）認定獣医師等の資格を新たに創設することで一層の加入推進を見込んでいる。

一方、販売される犬猫のマイクロチップの全頭装着の義務化を踏まえ、本会が指定登録機関に指定された際は、獣医師によるマイクロチップ装着の他、地方獣医師会にも登録業務に参画いただき、獣医師及び獣医師会が本事業に全面的に取り組むことについて、理解をお願いしたい旨の説明がなされた。

(3) 医師会との連携推進について

宇佐美監事から、日本医師会の新たな執行部発足に伴う医師会との今後の連携のあり方について質疑が出された。

これに対して、藏内会長から、北海道医師会の中川会長が日本医師会新会長に選任されたが、横倉前会長からは、日本医師会の終身名誉会長へ就任することとなり、引き続き本会と連携した取組みを進めていきたい旨お聞きした。一方、北海道獣医師会の高橋会長には北海道医師会へ挨拶に訪問いただいたが、日本獣医師会会長としても機会を設け中川新会長にお会いし、意見交換をしたい旨の説明がなされた。

【その他の報告・連絡事項】

1 当面の主要会議等の開催計画に関する件

境副会長兼専務理事から、当面の関係会議等の開催日

程について説明がなされた。

2 日本獣医師連盟の活動報告に関する件

境連盟会計責任者から、次のとおり報告がなされた。

動物愛護管理法の改正については、先ほど従業員1人当たりの管理する犬猫の頭数の要請について報告したが、同法は来年6月が施行2年目であり、第一種動物取扱業者に対する数値基準の規制、あるいは生後56日未満の子犬や子猫の販売を原則禁じる、いわゆる「8週齢規制」が施行される予定であり、さらに経過措置等も示されると考えている。

また、マイクロチップの義務化については、現在、環境省において登録システムや政省令の検討が行われているが、来年1月には政省令案が示され、その公布に伴い、指定登録機関が公募され、6月までに正式に登録機関が指定される。このため本会では3月までに会員構成獣医師から地方獣医師会、さらに日本獣医師会へと登録情報を管理するようなシステムを構築したいと考えており、地方獣医師会におかれても引き続き支援、協力をお

願いしたい。

一方、愛玩動物看護師法については、農林水産省及び環境省において愛玩動物看護師が獣医師の指示の下で実施する診療補助行為の範囲を検討するため、愛玩動物看護師カリキュラム等検討会を設置し、8月に第1回検討会を開催して検討を進めている。来年2月に開催される第4回検討会で最終的な取りまとめがなされ、省令、告示等で診療補助行為の範囲が公表される。さらに診療補助の行為範囲の決定を受け、各大学、専修学校においてこれに準じた教育課程、カリキュラム等を構築することになる。本法は3年後に施行されるが、本会は愛玩動物看護師の処遇改善を図るとともに、獣医師と愛玩動物看護師、その他スタッフの連携による高度なチーム獣医療の提供の推進が図られるよう検討を進めたいと考えている。

【閉 会】

藏内会長から全ての議案が終了した旨報告され、円滑な議事進行への協力にお礼が述べられた後、事務局から閉会が告げられた。